

## 蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、全ての市民が、SOGIE（ソジー）にかかわらず、自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、性のあり方により婚姻制度を利用することができない者又は生活する環境等において当該制度を利用することが容易ではない者の生活上の困難及び生きづらさの軽減を図り、もって当該者の人権及び多様な生き方を尊重する社会の実現に資するため、蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（第17条及び第18条において「宣誓制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SOGIE 性的指向（恋愛感情又は性的欲求の対象となる性についての指向をいう。）、性自認（自己の性についての認識をいう。）及び性表現（服装、髪形等自己の性についての表現をいう。）の総称をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者とその双方若しくは一方の子（養子を含む。）、親（養親を含む。）又は近親者（直系血族並びに3親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。次条において同じ。）との家族としての関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップにある者が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に署名し、これを市長に提出することにより、パートナーシップ又はファミリーシップにあることを宣誓することをいう。

### (宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

- (2) 宣誓をしようとする者の双方又はいずれか一方が本市に住所を有する者又は宣誓する日から3月以内に本市へ転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者又は事実婚の相手がいないこと。
- (4) 共に宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (5) 共に宣誓しようとする者が、近親者でないこと（養子縁組によって近親者となった者を除く。）。
- (6) ファミリーシップの宣誓をしようとする場合にあっては、当該宣誓の対象とする者（15歳以上の者に限る。）について、本人の同意があること。
- (7) 18歳未満の子をファミリーシップの宣誓の対象とする場合は、当該子が宣誓しようとする者の双方又はいずれか一方と生計が一であること。

（宣誓の届出）

第4条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ、宣誓をしようとする日を市に申し出た上で、市が指定する日までに、蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届（第1号様式。以下「宣誓届」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し（届出の日前3月以内に発行されたもの）
- (2) 戸籍謄本、抄本その他の現に婚姻していないことを証明する書類（届出の日前3月以内に発行されたもの）
- (3) 宣誓をしようとする者の双方が本市に住所を有していない場合にあっては、双方又はいずれか一方の本市への転入の予定を確認することのできる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に掲げるもののほか、ファミリーシップの宣誓をしようとする場合は、当該宣誓の対象となる者（以下「宣誓対象者」という。）について、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 戸籍謄本、抄本その他の当該親子関係等を証明する書類（届出の日前3月以内に発行されたもの）
- (2) 宣誓対象者が18歳未満の子にあっては、宣誓をしようとする者の双方又は一方と生計が一であることを確認できる書類

(3) 宣誓対象者（15歳以上の者に限る。）が署名した同意書（第2号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類  
（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者で、外国人又は性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）等の事情があると市長が認めたものは、この告示に定める手続において、通称名（社会生活において日常的に使用している氏名をいう。次項において同じ。）を使用することができる。

2 通称名を使用しようとする者は、宣誓届に、戸籍上の氏名（外国人にあつては、旅券又は在留カードに記載された氏名）及び使用する通称名を記載するとともに、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写しを添付しなければならない。

（審査）

第6条 市長は、第4条の規定による届出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、宣誓をしようとする者に対し宣誓をさせるものとする。

（宣誓に係る署名等）

第7条 前条の規定により適当と認められた者は、市の職員の面前で蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（第3号様式。以下この条及び次条において「宣誓書」という。）に署名しなければならない。この場合において、宣誓をしようとする者が宣誓書に自署できない事情があると市長が認めたときは、当該宣誓しようとする者が認めた者が、当該宣誓をしようとする者の立会いのもと、当該宣誓をしようとする者に代わって署名することができる。

（受領証等の交付）

第8条 市長は、前条の規定により宣誓書に署名した者（以下「宣誓者」という。）に対し、蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（第4号様式）及び蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（第5号様式）（以下「受領証等」という。）を交付するものとする。この場合において、宣誓書を受領したときに付す番号（第15条において

「受領証番号」という。)を受領証等に記載するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、宣誓をした日（次項及び第14条において「宣誓日」という。）において、宣誓者の双方が本市に住所を有していないときは、市長は、受領証等に代わり、蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（第6号様式。以下この条及び第14条において「転入予定受付票」という。）を交付するものとする。
- 3 転入予定受付票の有効期限は、宣誓日から3月を経過する日までとする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。
- 4 転入予定受付票の交付を受けた者が転入したときは、転入をした日から14日以内に、当該転入予定受付票及び転入後の住民票の写しを添えて、蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入完了申出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該宣誓者に対し、受領証等を交付するものとする。

（受領証等の再交付）

第9条 宣誓者は、紛失、毀損、汚損等の理由により受領証等の再交付を希望するときは、蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第8号様式）により、市長に対し、受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、受領証等を毀損し、又は汚損したことによる申請であるときは、当該受領証等を添えて申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による再交付の申請があったときは、その内容を審査し、再交付すべきであると認めたときは、受領証等を再交付するものとする。
- 3 紛失により受領証等の再交付を受けた場合で、再交付後に紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

（届出事項の変更等）

第10条 宣誓者は、宣誓届に記載した事項に変更があった場合は、蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出事項変更届（第9号様式）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場

合において、変更する事項が、受領証等に記載されている事項に係るものであるときは、交付を受けた受領証等を添付しなければならない。

(ファミリーシップ解消の申立て)

第11条 ファミリーシップの宣誓対象者（15歳以上の者に限る。）は、蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書（第10号様式）により、当該ファミリーシップの解消を申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定による申立てがあつたときは、当該ファミリーシップに係る宣誓者に対し、交付した受領証等を返却させ、当該申立てをした者の氏名を削除した受領証等を交付するものとする。

(受領証等の返還等)

第12条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、蕪崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（第11号様式。以下この条において「返還届」という。）に受領証等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の双方が市外に転出したとき。

2 前項第2号に該当する場合において、当該宣誓者がファミリーシップの宣誓をしているときは、同項の規定にかかわらず、当該ファミリーシップの宣誓対象者の同意を得た上で、当該ファミリーシップを継続することができる。この場合において、市長は、当該ファミリーシップを継続する宣誓者に対し、もう一方の宣誓者が死亡した旨を記載した受領証等を交付するものとする。

3 市長は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合で、相当の期間、返還届の提出がないときは、当該宣誓者に対し、受領証等の返還を求めることができる。

4 市長は、第1項第1号に該当する場合で、宣誓者のいずれか一方により返還届の提出があつたときは、返還届を受理した後、遅滞なく、もう一方の宣誓者に対し、当該返還届を受理したことを通知するものとする。

(本人確認)

第13条 市長は、第7条、第9条第1項、第10条、第11条第1項及び前条第1項に規定する手続に当たり、当該手続を行おうとする者に次に掲げるいずれかの書類を提示させ、又はその写しを提出させることにより、本人確認を行うものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
- (3) 旅券
- (4) 在留カード
- (5) その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（本人の写真が貼付されたものであって、宣誓の時点において有効であるものに限る。）  
又はこれらに準ずるものとして市長が適当と認めたもの

(宣誓の無効)

第14条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該宣誓者に係る宣誓を無効とし、受領証等の返還を求めるものとする。

- (1) 宣誓届の内容に虚偽があった場合
- (2) 宣誓日以後に、第3条各号に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 第8条第2項の規定により転入予定受付票の交付を受けた宣誓者であって、その双方が、同条第3項に規定する有効期限までに転入しなかった場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）
- (4) 受領証等の不正な使用、濫用又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する使用が発覚した場合

2 前項の規定による場合のほか、市長は、宣誓者が届出事項の変更その他必要な手続を怠り、かつ、それが長期にわたり継続された場合は、宣誓を無効とすることができる。

(受領証番号の公表)

第15条 市長は、第12条第1項の規定により受領証等の返還を受けた場合及び前条の規定により宣誓を無効とした場合は、当該宣誓に係る受領証番号

をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

第16条 市長は、この告示に基づく事務を行うに当たって収集した個人情報を個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(周知及び啓発)

第17条 市長は、宣誓制度の目的が適切に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(他の自治体との連携)

第18条 市長は、宣誓制度の趣旨に鑑み、宣誓者等の利便性を向上するため、協定を締結する等他の市区町村及び都道府県と連携することができるものとする。

2 この告示の規定に関わらず、山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき宣誓し、山梨県知事から受領証等の交付を受けた者については、この告示の規定によりパートナーシップの宣誓をした者とみなす。

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この告示は、令和5年10月10日から施行する。ただし、第18条第2項の規定は、山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の施行の日から施行する。

。